

南関東防衛局達第19号

退職者に対する表彰状に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

改正 令和6年3月19日南関東防衛局達第3号

退職者に対する表彰状に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省において、永年にわたり職務に精励し、南関東防衛局で退職する職員に対して、その在職期間における労苦に謝意を表すため、退職者表彰の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 退職者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について授与する。

- (1) 定年により退職する者
- (2) 60歳の誕生日以後、依願により退職する場合で防衛省永年勤続者表彰実施基準（昭和50年7月14日付防人1第3085号）2(1)アに該当して防衛大臣の表彰を受けた者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、表彰状を授与することが適当であると認められる者

(表彰状の授与日等)

第3条 退職者表彰は、退職の日付で行う。

- 2 退職者表彰は、別紙様式による表彰状を授与して行う。
- 3 表彰権者は、南関東防衛局長（以下「局長」という。）とする。
- 4 表彰状は、局長が授与するものとする。ただし、事務所にあっては事務所長が伝達することができる。

(表彰の制限)

第4条 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては授与しない。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条の規定により懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者
- (2) 自衛隊法第43条第2号の規定により休職にされている者（公務上の傷病による休職中の者を除く。）

- (3) その者の非違により退職する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、表彰状を授与することが適当でないと認められる者

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(令和6年南関東防衛局達第3号)

この達は、令和6年3月19日から施行する。

表彰状

あなたは永年にわたり防衛省に勤務され
の間南関東防衛局に在つても卓越した識見
と豊富な経験を活かしてよく職務に精励さ
れました

このたび退職されるにあたり積年の労苦を
謝しこれを表彰します

平成 年 月 日

南関東防衛局長